

【提出要件】次の①または②に該当する場合、該当する申請保護者と配偶者ごとに「就労証明書」とあわせて、本人が記入して提出してください(提出がない場合、利用選考基準点数が通常よりも低く算定される場合があります)。

- ①自営業等:「就労証明書」の「証明者」が、本人、配偶者または三親等内の親族(以下「親族」という)の場合【三親等内の親族…本人または配偶者の父母、兄弟姉妹、祖父母、伯叔父母、曾祖父母など】
- ②居宅内就労:「就労証明書」の「就労先住所等」が、本人、配偶者または親族の住居の場合 ※テレワーク等は除く。

※ただし「就労証明書」が、今後の就労予定について証明している(内定証明)場合は提出の対象外です。

申込中(第1希望)の施設等の名称			
利用申込児童氏名(生年月日)	( 年 月 日)	( 年 月 日)	( 年 月 日)

## 自営業等及び居宅内就労における就労状況報告書

### 事業形態

- 自営業等  
[本人が経営 配偶者が経営 親族が経営(続柄: )]  
※事業所の事業規模 社員数\_\_人(うち親族\_\_人)
- 居宅内就労 その他( )

### 従事している業務の内容(具体的に)

(例)〇〇の営業、総務・経理事務、〇〇の製造・修理、〇〇の講師 など

### 住居と就労場所の状況 ※主な就労場所を選択してください

- 営業や現場作業など、主に外回りや屋外で就労
- 本人、配偶者または親族の住居とは別の建物で就労
- 本人、配偶者または親族の住居と同じ建物内にある業務専用スペースで就労
- 本人、配偶者または親族の住居の居住部分で就労  
※就労しながらの保育が難しい理由を、下欄に記載

(例)インターネットを介して頻繁に本社と会議を行っている、作業に使用する工具が危険である など

### 給与形態

- 月給 実績に合わせた日給・時間給 売上(出来高)による
- 無給(理由: ) その他( )

### 所得税の申告 確定申告 源泉徴収 青色専従者 その他

→裏面も記載してください

上記および裏面の記載内容については、事実と相違ありません。

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

氏名(本人署名)

※申請保護者と配偶者のそれぞれが提出要件に該当する場合は、1枚ずつ提出が必要です

※記載内容の確認のため、市から記入者または就労証明書の証明者に問い合わせる場合や、その他の説明資料の提出を求める場合があります。また、記載内容が事実と相違した場合、保育所等施設の利用を取り消す場合があります。  
※様式が不足する場合は、コピーをしていただくか、市のホームページからダウンロードしてください。

